

マクロ変換のためのメニュー構造の利用であっても著作権侵害

—ロータス対ポーランド—

1. はじめに	1
2. 事実の概要	2
3. 裁判所の判断	3
4. 若干のコメント	8

1. はじめに

ロータス社対ポーランド社の電子スプレッド・シート・プログラムの著作権侵害事件については、既にマサチューセッツ地区連邦地方裁判所(担当はいずれもキートン判事)からいくつかの判決が出されている。(1992年3月:事実省略判決の申立を却下、同年7月:1-2-3のメニューコマンドの階層は、著作権で保護されるどころ、ポーランド社のプログラム「クアトロ」の「1-2-3モード」によって侵害されている。<<SLN43号参照>> 1993年6月:1-2-3のメニューコマンドとメニュー構造は機能上の理由で制約されておらず、ポーランド社の各エミュレーションインターフェースは1-2-3メニ

ュー・ツリーと事実上同一の複製を含む。))

ポーランドは「クアトロプロ4.01」以降のバージョンでは1-2-3のエミュレーションインタフェースはもたせず、ロータス・マクロを実行するためのキー・リーダー機能を加えた。キー・リーダー機能は、ロータスのメニュー・ツリーの構造の複製を含む「ファントム・メニュー」への参照により、ロータスのマクロについてon-the-fly（オンザフライ、動いている、継続的な）解釈を行うものであった。

ポーランド社の「メニュー・ツリーやコマンドの頭文字を保護するのは、ユーザとプログラム間のコミュニケーションのシステムや方法を保護することになる」との主張、「ロータスのメニュー構造とメニューコマンドの頭文字のコピーは、フェアユースになる」との主張などを認めず、マサチューセッツ地区連邦地方裁判所（やはり担当はキートン判事）は、1993年8月12日、ポーランド社のオンザフライのマクロ解釈を行うキー・リーダーはロータス社の1-2-3の著作権を侵害すると判断した。

2. 事 実 の 概 要

ロータス社はパソコン用の電子スプレッドシートプログラム「ロータス1-2-3」を開発し販売している。1-2-3はスクリーンの上部に2行のメニューを用いており、スラッシュ（「/」）キーを押すことによりスクリーン等で呼び出されるコマンドの選択のリストをユーザに提示する。ユーザはマクロ・キー・ストロークを作製し、実行することにより、単一のキー・ストロークで一連のコマンドを自動的に実行することができる。

ロータス社は前述のポーランド社との裁判以前に電子スプレッドシートプログラムの競争会社ペーパー・バック社に対し、1-2-3のメニューコマンドシステムの構造は、著作権で保護されるプログラムのノンリテラル要素であると主張した著作権侵害事件（S L N21号参照）において1990年勝訴をおさめている。（ただしペーパー・バック事件及び本件を含めてポーランド事件は全て同じキートン判事によって決定がなされている。）

ロータス社はペーパーバック社につづきポーランド社に対し1-2-3の著作権を侵害するとして訴訟を提起した。ポーランド社の電子スプレッドシート「クアトロ」はポーランド社の全くのオリジナルなもの他、1-2-3のメニューシステムを模倣するモードを稼働することもできるものであった。

これに対しキートン判事は1992年7月「1-2-3のメニューコマンドの階層はクアトロの1-2-3モードによって侵害されている」と判断した。残りの争点については両当事者は、ベンチトライアル（裁判官のみの非公開の審理）で行うという訴訟上の合意を行い、審理は二段階で行なわれた。

第一段階は、ロータスのメニュー・ツリーをクアトロプロの1-2-3エミュレーション・インタフェースとクアトロプロのスプレッド・シート・プログラムへコピーしたポーランド社の行為が著作権侵害か否かという問題、

第二段階はクアトロプロのキー・リーダー機能が、1-2-3の著作権侵害が否かという問題（ロータス社が訴の追加（supplemental complaint）を行ったもの）。

キートン判事は第一段階の問題について1993年6月「1-2-3のメニューコマンドとメ

ニュー構造は機能上の理由で制約されておらず、ボーランド社の各エミュレーションインタフェースは1-2-3 メニュー・ツリーと事実上同一の複製を含む。」と判断した。

今回の決定は第二段階の争点についての判断である。

なお、クアトロプロに追加されたキー・リーダー機能とは次のようなものである。キー・リーダーを起動してユーザがクアトロのメニュー・ツリーを使用しているとき、プログラムがマクロ内スラッシュ（「/」）に遭遇すると、プログラムはその後に続くすべてをあたかもロータス1-2-3 で用いるために書かれたマクロの一部であるかのように解釈する。キー・リーダーのオフの状態のときは、プログラムはクアトロのメニュー・ツリーを参照してマクロを解釈する。

キー・リーダー・ファイルの製作と内容の詳細は、封印された記録となっている。また、これについてのメモランダムも封印されている。キー・リーダー・ファイルはロータス・メニュー・ツリー構造と事実上同一であるが、メニュー・ツリー・コマンドのフルネームの代りメニュー・コマンドの最初の文字で表されるという異なった形式の複製物が含まれていると裁判所によって認定された。これらのメニューはマクロ解釈には用いられるが、ユーザには完全に表示されることはないので、当事者はこれらを「ファントム・メニュー」と呼んだ。

3. 裁判所の判断

(1) 著作物性（システムまたは方法に対する保護）

- ① ボーランドは、1-2-3 のメニュー・ツリー構造と1-2-3 のメニュー・ツリーの最初の文字を保護することは、ユーザー・プログラム内のコミュニケーションのシステムや方法を保護するのに等しいと主張した。そして著作権法はシステムを保護しないこと（米国著作権法 102条(b)項）を援用し、ロータスの著作権はボーランドのファントムに及ばないと主張した。

他方ロータス社は、メニュー・ツリーの複製がマクロを走らせ、翻訳するのに必要であることをボーランド社は立証していないと反論した。

マクロ変換とは、ロータス1-2-3 を用いて書かれたマクロを別のプログラム（例えばエクセル）で用いる形式に翻訳することをいう。マクロ変換の方法にはワン・タイム・マクロ翻訳（ロータス・マクロをとり出し、別のメニュー・ツリーで使うため別のマクロ言語で書かれたマクロに変換する。従ってロータス・メニュー・ツリーの複製物を参照せずにマクロを実行、修正、デバッグする。）とオンザフライ解釈（ロータスのメニュー・ツリーを参照することにより継続的にロータス・マクロを実行、修正、デバッグするがマクロはロータスのマクロ言語で書かれたままである。）がある。

本件ではワン・タイム翻訳を目的とするロータスのメニュー構造の複製行為が著作権法でオン・ザ・フライ解釈と別異の取り扱いを受けるかどうか、ユーザが1-2-3 のメニュー・ツリーの表現に依存して書いたマクロの著作権をだれがもつのか、また1-2-3 のメニュー・ツリーに依存して書かれたマクロの他のマクロ言語へ翻訳

物の著作権をだれがもつのかという点については決定しない。

- ② オン・ザ・フライ解釈にはロータスのメニュー構造とコマンド名の最初の文字の複製が必要ないというロータス社の主張を退ける。マクロを解釈するには、プログラムはロータス1-2-3 のメニュー構造を使用しなければならない。

しかしメニュー・ツリー構造とメニュー・コマンドの最初の文字が（著作権で保護されない）「システム」または「方法」を構成するという、ボーランド社の主張も退ける。

ユーザーのキー・ストロークを実行可能なオペレーションに翻訳するシステムをメニュー・ツリーと考えることが可能であると同様に、書籍は種々アイデアやイメージを読者へ伝達する「システム」と考えることが可能である。（しかし書籍の著作権保護は特定の言葉にもノンリテラルな要素にも及ぶ。）従って、ある作品をシステムと言い表せるということは、著作権法のもとでその作品がシステムであるのか、保護される表現であるのかについては決定的ではない。

- ③ 次に述べる理由から、ボーランド社がファントム・メニューを作成するにあたって表現ではなくシステムを複製したと結論づけるための根拠を退ける。

- (a) ロータスのメニュー・ツリーのように編集著作物の保護される表現は、情報にアクセスするためのシステムと見ることができる。

編集物の目的は、事実の伝達である。しかし伝達される具体的事実には著作物性がない。著作権は、事実の選択、配列及び表現方法のみを、（これらの要素が著作物性のその他の要素を満たしている限り）保護する。編集物における選択、配列及び表現方法は（著作物性のない）事実にアクセスする方法又は体系的方法をユーザへ提供できる。このように著作権法は、編集物のうち読者が知りたい事実を選択するために実際に使用する部分のみを保護する。それでも編集物の表現の側面は著作物性があるまま残る。

従って、複製されたメニュー構造とメニューコマンドの最初の文字が実行可能な操作の特定に使われるというその事実は、これらの要素が著作物性を有するという認定を妨げない。

第一段階の判断でコマンドを起動すると指定されたキー（すなわちボーランドがファントム・メニューに複製したもの）を含むメニュー・ツリーの構造は、ボーランドに好都合な観点から、ロータス1-2-3 における実行可能は操作の一種の選択及び配列であるとみることにもできる。

ファントム・メニューは、ロータス1-2-3 の実行可能な操作にアクセスするため直接あるいはマクロのテキストを通じて「リーダー」によって使われるという事実は、これ（ファントム・メニュー）がシステムを構成する結論を強いるものでない。（ペーパーバック740 F. Supp. at72-73 参照 マクロ言語がプログラムの著作物性のない要素であるとの主張が退けられた。）

同様にプログラムのコンピュータ・コードもコンピュータにプログラムの機能性を伝達するコマンドから構成されており、システムと言い表してもよい。

にもかかわらず、ポーランドはコンピュータ・コードに著作物性があるということと争うこともできないし、争ってもいない。

- (b) メニュー・ツリー構造がシステムである、あるいは厳密には性質が実用であるというポーランドの主張は、本件の最初から述べてきたロータス1-2-3の「アイデア」、「システム」、「プロセス」、「手続」または「方法」を定義する同じ問題を再び提起する。ポーランドはこれらがロータス1-2-3で使うため書かれたマクロを解釈する能力を含むものと、裁判所が定義することを望んでいるが、この主張を退ける。

ロータス1-2-3のユーザがロータス1-2-3の表現の側面に依存してマクロを作成しているという事実は、当該表現を「システム」の一部に変換するものではない。またポーランドが実用目的だと主張するもののために、ロータスのメニューに含まれる保護される表現を複製することをポーランドが希望することも当該表現を著作権法の下での「システム」に変えるものではない。

ポーランド社は、情報産業協会が行った米国著作権法第102条(b)項に「ただし、著作権保護は複数の代替的なアイデアもしくは抽象概念の集合から任意に選択されたアイデアや抽象概念の集合または事象もしくはプロセスの自由裁量のパターンに存在することができる。」を含めるという除外規程の提案を議会が採択しなかったことを議会が「事象またはプロセスの自由裁量のあるパターン」が著作権法の保護を受けないこと、それらが第102条(b)項のシステムにあたりと判断されるべきであるとの意図を明らかにしたと主張する。しかし議会がこの除外規定をおこななかった理由について、ポーランドは何も裁判所へ提出していない。この除外規定もいれなかったが、これらの著作権保護を否定する制定法上の文言も採用しなかった。ポーランドの主張は、コンピュータ・コードのノンリテラルな面が第102条(b)項に基づき著作物性がないという主張であるが、この主張は裁判所により一貫して退けられており、本裁判所も再び退ける。

- (c) ポーランドは次にメニューはスクリーンに現れず、ユーザに伝達されないから、ファントム・メニューは「システム」を構成するか、性質が実用であると認定されるはずであると主張する。

しかしプリントアウトできるし、プリントされた形態がロータス・コードのどれとも同一でない、またはユーザに表示されないという事実は、ロータスのメニュー構造が著作物性ある表現を含んでいるという認定にとって重要でない。この主張は難なく退けられる。ユーザは、コンピュータコードを全く見ることはできないかもしれないが、このコードには著作権保護が与えられる。ポーランド社のプリントアウト可能性の議論は無意味である。

- (d) ポーランドはファントム・メニューからロータスのメニュー・ツリーにある表現的な要素を取り除き、コマンド名の最初の文字だけをプログラムの機能性のマーカールとして残したと主張する。

しかしロータスのメニュー構造、組織及びコマンド名の最初の文字がロータス

1-2-3 プログラムの「アイデア」、「システム」、「プロセス」、「手続き」または「方法」に含まれず、このプログラムに認められる表現の一部を構成する。

ボーランドはファントム・メニューに認められる複製行為が許されると主張するにあたって、本裁判所が、これまでの判決でキー・リーダーのようなマクロトランスレーターを正当と認めてきたと主張するが、ねじまげた解釈である。

ロータス1-2-3 の表現的側面の複製行為が、たとえマクロ互換性を達成する唯一の方法であるとしても著作権法の下では許されないと、二度にわたり述べている。

(2) 実質的類似性

メニュー構造を表現する方法の相違があったとしても、キー・リーダーのファントム・メニューに複製されたものが実質的にロータス1-2-3 に類似していると認定する。

「第一に著作権法は、著作権あるプログラムのノンリテラルな側面を保護する。したがって、プログラムの特定のコードを複製しなくとも、そのプログラム著作権を侵害することができる。第二にボーランドの複製行為は翻訳に類似している。英語でかかれた本のフランス語への翻訳には、言葉の同一性は全くないかもしれない。しかし翻訳版は異なる言葉の表現方法と文法構造を用いてはいるが、実質的に同一の複製物を作ることによって侵害している。

本件では、ボーランドはロータスのメニュー構造の実質的同一の複製物を作成したが、メニュー構造を表現するために別の言語に（ほとんど逐語的に）翻訳した。

ボーランドのファントム・メニューがスクリーン上へ表れないという事実は、実質的類似性の認定を阻止するとの主張に対して、著作権法ではコード（リテラル、ノンリテラルを問わない）の複製された要素が実質的に類似しているとされるには、プログラムがそのソースコードまたはオブジェクト・コードを表示することを必要としないうとしてボーランドの主張を退けた。

(3) フェアユース

ボーランドは、ロータスのメニュー構造とメニューコマンドの最初の文字の複製行為が、フェアユースであると主張する。米国著作権法107条に基づき裁判所は、フェアユースの4要因を分析し、ボーランドの複製行為はロータスの著作権のある表現のフェアユースではなかったと結論を下した。

(a) 第一の要因「使用の目的及び性格」は、複製されたものが利益獲得のために用いられているかどうかには焦点が当てられる。

ボーランドは商業目的でロータスから複製し、営利目的で販売した。キー・リーダーは消費者により消費者自身が書いたマクロの解釈の目的のためにのみ使われると主張するが、これによってボーランドの使用の性格（消費者を満足させ、売上げをふやす）を変えることはない。

裁判所は本件を Lewis Galoob Toys Inc. v. Nintendo of America Inc., (964 F. 2nd 9th Cir. 1992) のケースと区別した。Galoob事件では、消費者が家庭でゲームジェニー（任天堂ゲームをエンハンスするツール）を任天堂のゲームで使用する

ることが、任天堂のゲームの二次的著作物の作成になるのか、Galooobは消費者の著作権侵害に寄与したかが、つまりゲームジェニーの消費者による個人的使用がフェアユースにあたるかどうか議論となったケースであった。

ところが本件は、直接ロータスの著作権を侵害している製品にかかわるものである。

ボーランドは使用の商業的性格は程度問題で、絶対的ではないとの主張のためSega Enterprises Ltd. v. Accolade Inc., (977 F. 2nd 1510, 1522(9th Cir. 1992))を引用したが、この事件では複製されたものが最終製品に含まれていなかったという事実に依拠した。

しかし本件ではボーランドがロータスから複製したものは、公衆に販売する製品の中に含まれていた。

ボーランドは自分自身が作成した創作的作品とは別に、顧客を満足させ売上げを増やすために、複製したものを使っている。よってキー・リーダーのボーランドによる使用の「目的および性格」は商業的である。

(b) 第2の要因 「著作権ある著作物の性質」

この要因は、作品をその性質によって事実的作品からフィクションやファンタジーまでの範囲に位置づけることに焦点をあてる。法は一般にフィクションまたはファンタジーの作品よりも事実的作品を普及させることに大きな必要性を認めている。主として機能的考慮によって制約される作品は、フィクションの側より事実的作品の側により近い。この要因を考慮するためには、著者が著作権ある表現を練り上げるのにどれだけ表現の自由をもっていたかの決定が必要である。

ロータスはそのメニュー・ツリーを形作るにあたって、かなりの自由をもっていた。本件の著作権ある作品は、事実的作品に類似するが、メニュー・ツリーにおける実質的表現からの複製行為は基礎に存在する実行可能な操作（または「事実」）の普及に少しも必要ではない。

この要因はどちらの当事者にも有利にならない。

(c) 第3の要因 「著作物全体に関する使用部分の量と実質性」

ボーランドはロータス1-2-3のメニュー・ツリーからメニュー構造とコマンド名の最初の文字のほとんど同一の複製物（コマンドへアクセスするキー・ストロークの順序とロータスマクロ言語を含む）を作った。これはロータス1-2-3の著作権ある実質的部分であるので、この要因はロータスに有利に傾く。

(d) 第4の原因 「著作物の潜在的な市場または価値への影響」

ボーランドの複製行為はロータスの著作権市場と価値に悪影響を与えると認める。

ボーランドはロータスのスプレッドシート市場のシェアがボーランドがキー・リーダーを採用したときから変わっていない証拠をもって反論しようとしたが、ボーランドの複製行為がなかったら、ロータスの市場シェアは増えていたかもしれないなどの理由により、ボーランドの主張を退ける。市場シェアに関するボーランドの証拠はロータスの損害の可能性を否定するには不十分であり、この要因はロー

タスに有利に傾く。

(4) その他の抗弁

ポーランドは抗弁として懈怠(Laches)、権利の毀損(Prejudice)、禁反言(Estoppel)も主張したが、いずれも退けられた。

(5) 結論

結局裁判所はポーランドのキー・リーダーはロータスの著作権を侵害していると結論づけた。

4. 若干のコメント

従前から繰り返し出されているロータス1-2-3のメニュー構造自体を表現をとらえるキートン判事の立場からすると、キー・リーダーにそのメニュー構造をもつファントム・メニューが存在する限り、メニューがディスプレイに表示されなくとも著作権侵害となるのは当然の帰結と言えよう。

メニュー構造自体を著作権の保護する表現と位置づけようとして、書籍や編集著作物における保護される表現をアイデアを伝達するシステムととらえたり、事実へアクセスする方法ととらえたりするなどユニークな考え方を示し、その根拠にしている。しかし、ベーカーV.セルデン事件で保護されないと言われたシステム、米国著作権法102条(b)項が著作権保護を除外しているものとメニュー構造がどう違うのか、いまだ明確ではない。システム、プロセスに選択可能性があるからと言って、システム、プロセス自体が保護されることにはなるまい。

また相互運用性の問題もある。ロータスのユーザーが作ったマクロをクアトロ用に翻訳するコンバージョンプログラムを作ることは違法であろうか。ロータスのメニュー構造の世界とクアトロのメニュー構造の世界のインタフェースを合わせるのに必要な範囲でインタフェース情報(すなわちロータスのメニュー構造)を利用することは、相互運用性の実現を図る立場からは当然許容されてしかるべきであろう。この変換を言えばコンパイラー方式(ワнтаイム翻訳)で行う場合も、インタプリター方式(オンザフライ翻訳)で行う場合も、どちらも認められてしかるべきであろう。

なお、本件は控訴され、第1巡回区連邦控訴裁判所に係属中であるが、法廷助言者(AMICUS CURIAE)の摘要書がいくつか(ピッツバーグ大学のサミュエルソン教授外23名の学者によるもの、アリゾナ大学のカージャラ教授及びカリフォルニア大学Menell教授によるもの、アップル、DEC、IBM、ゼロックスからのもの、ACISによるもの)出されており、学界及び産業界は、この事件の帰趨に非常に注目している。

(了)